

うたごえ広場スマイル 規約（会則）

第1条「名称」 この会は、「うたごえ広場スマイル」と称する。

第2条「事務所」 この会の事務所は、会長宅（杉並区荻窪）におく。

第3条「目的」 この会の目的は、杉並区内の高齢者・障害者・子どもたちの施設を訪問し、ボランティア演奏をして、一緒に音楽を楽しみ、みなさまの笑顔を広げることを目的とする。

第4条「活動内容」 この会は、前条の目的を達成するために、次のような活動を行う。

- (1) 利用者のみなさんのニーズをさぐり、選曲、練習会を開催する。
- (2) ボランティアセンター（特技さん）経由のご依頼を中心に、月1回程度の訪問活動を実施する。
- (3) 活動を振り返り、メッセージで意見交換しながら、活動の質の向上をはかる。

第5条「会員」

- (1) 会員は、会の趣旨に賛同し、活動に参加できる人とする。
ある程度の音楽知識と、演奏技術、よりよい人間関係を築ける人とする。
- (2) 入会を希望する者は、メッセージで会長に届け出て、受理された日から会員となる。
- (3) 退会、休会は会長にメッセージで届け出れば、いつでもできる。

第6条「役員」

- (1) この会に次の役員をおく。
会長1名 副会長2名 会計1名 会計監査1名
- (2) 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長不在時に職務を代行する。
- (4) 会計は、会の経理を処理する。
- (5) 会計監査は、会計を監査する。
- (6) 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条「総会」 この会は、年に一回総会を開き、その年度の予算と活動計画を決め、前年度の決算を承認する。

第8条「会計」

- (1) この会の経費は、ボランティア活動への謝礼、その他の収入をもって充てる。
- (2) 会費は、徴収しない
- (3) 会計年度は、毎年1月1日～12月31日までとする。

第9条「補足」 この規約（会則）に定めがない事項については、会長が役員会に諮って決める。

第10条 この規約（会則）は、2017年4月1日から施行する。